**○農林水産省告示第二千二百七十九号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十月十五日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　栃木県矢板市東泉字立野一二二九、一二三〇の一（次の図に示す部分に限る。）、一二三二、一二三三の一、一二三四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び矢板市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第二千二百八十号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十月十五日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　栃木県塩谷郡塩谷町大字船生字屋敷沢七九七九の三から七九七九の九まで、七九七九の一一、七九七九の一二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び塩谷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第二千二百八十一号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十月十五日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　栃木県さくら市葛城字大久保二四八五の二、二五四七から二五四九まで、二六二六の一、二六二八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字大久保二四八五の二・二五四七から二五四九まで・二六二六の一・二六二八（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及びさくら市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第二千二百八十二号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年十月十五日

農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区長島字加田大飛車戸一八〇二の二・一八一五の二（以上二筆国有林）・一八〇三の二・一八〇四の五から一八〇四の七まで・一八〇六の二・一八〇七の二・一八〇九の二・一八一五の三・一八一六の一・一八一六の三（以上十筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を三重県庁及び紀北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第二千二百八十三号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年十月十五日

農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　福岡県北九州市八幡西区大字畑字田床一五三四の二、一五三六の一二

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　電気工作物施設用地とするため

**○農林水産省告示第二千二百八十四号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年十月十五日

農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　福岡県北九州市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　電気工作物施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県庁及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第二千二百八十五号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年十月十五日

農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　福岡県北九州市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　公衆の保健

三　解除の理由　電気工作物施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第二千二百八十六号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年十月十五日

農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　栃木県日光市川治温泉川治字数老二九五ノ一（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　国立公園事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○経済産業省告示第二百二十七号**

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第四項第一号の規定に基づき、同号の事業者を次のように指定する。

平成二十四年十月十五日

経済産業大臣　枝野　幸男

| 番号 | 名称 | 住所 | 市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間 |
|---|---|---|---|
| 5149 | ポリマテック株式会社 | 東京都中央区日本橋本町四丁目八番十六号 | 平成二十四年七月三十日から平成二十五年七月二十九日まで |
| 5150 | 株式会社森田住宅 | 愛媛県松山市八反地甲千六百四十二番地一 | 平成二十四年八月九日から平成二十五年八月八日まで |
| 5151 | 株式会社さとうベネック | 大分県大分市金池町三丁目三番十一号 | 平成二十四年九月七日から平成二十五年九月六日まで |
| 5152 | 株式会社山本製作所 | 愛媛県東温市田窪六百六十番地三 | 平成二十四年九月二十日から平成二十五年九月十九日まで |